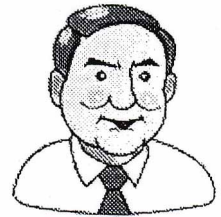


桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋 泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

債務不履行のいろいろ

事前の賠償額取り決めでトラブル防止

債務者が債務不履行にお
 ちいれば、債権者は契約を
 解除しようとして、被
 った損害の賠償を債務者に
 請求できます。損害額の範
 囲は、原則として「通常生
 ずべき損害」に限られ金銭
 により支払われます。当事
 者間であらかじめ賠償額を
 取り決めておけば（賠償額
 の予定）、賠償額を巡って
 もめることはありません。
 契約に伴う債務にはいろ
 いるものがあります。売
 主が契約内容どりの商品
 を買主に引き渡さないとき

は、売主の債務不履行とい
 うこととなります。これに
 対して、買主の債務不履行
 とは、買主が代金を約定の
 支払期限に売主に支払わな
 いことです。債務不履行に
 はどのようなものがあるの
 でしょうか。

債務不履行には3つの種類がある

履行遅滞…履行できるのに
 債務者の故意または過失に
 より、履行が遅れること。
 例えば、約定の支払期日に
 買主が代金を支払わない場

合です。債務者に故意・過
 失はなくても、その使用人
 等の故意・過失によって遅
 滞すれば、履行遅滞の責任
 を負うこととなります。こ
 のように、履行遅滞は、
 債務が履行期にあつて、
 履行が可能なのに、債務
 者の責任で、履行がなさ
 れない場合に生じます。
 したがって、天災地変等
 の不可抗力による遅滞（例
 えば、地震による交通途絶
 のため、売主が約定の納期
 に商品を買主に納入できな
 い場合）は、履行遅滞には
 なりません。ただし、金銭
 を支払う債務については、
 不可抗力で支払いが遅れた
 場合でも、履行遅滞になり
 ますので注意が必要です。

履行不能… 契約を締結し
 たときは履行できたが、
 その後の債務者の責任で、
 その履行ができなくなる
 こと。例えば、建物の売買
 契約締結後に売主の過失で
 建物が全焼したような場合
 です。契約締結時にすでに
 建物が消滅しているなど、
 履行が初めから不能の場合
 は、履行不能には該当しま
 せん。

不完全履行…履行期に一応
 の履行はあつたが、不完全
 なこと。例えば、納期に納
 入された商品が粗悪品であ
 つたような場合。つまり、
 履行期に履行されたが、
 債務者の責任で、履行
 が不完全である場合です。

危険負担という考え方

債務者の責任によらない
 不可抗力で履行できなくな
 った場合の損害はどうなる
 のでしょうか。例えば、地
 震などの天災地変等、当事
 者双方の責めに帰すること

ができない不可抗力によつ
 て建物が引渡し前に滅失・
 毀損したとき、この損害を
 売主、買主のどちらが負担
 するのか、という問題であ
 り、これを危険負担といひ
 ます。もし、売主が負担す
 るとしたら、買主に売買代
 金を請求できませんし、逆
 に買主が負担するのなら、
 建物の引渡しを受けられな
 いのに売買代金を支払わな
 ければならないことになり
 ます。

このような危険負担につ
 いては、民法で、不動産の
 ように特定できるものにつ
 いては、債権者（買主）が
 負担し、それ以外の場合に
 は債務者が負担する旨定め
 てあります。しかし、あら
 じめ当事者間で特約があ
 ればそれに従うことが可能
 です。ので、実務上は特約で、
 引渡し前の滅失・毀損等の
 損害は売主負担、引渡し後
 に生じた損害は買主負担と
 するのが通例です。

6 ●●●●● LLPの活用分野

LLPが活用されるのは、法人や個人が連携して行う共同事業です。具体的には、

- 大企業同士が連携して行う共同事業、共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など
- 中小企業同士の連携（共同研究開発、共同生産、共同販売など）
- ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携（ロボット、バイオの研究開発など）
- 異業種の企業同士の共同事業
- 産学連携
- 専門人材が行う共同事業（ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど）
- 起業家が集まり共同して行う創業
- などの活用が考えられます。少数のベンチャー企業には、最適な組織形態といえそうです。

7 ●●●●● LLPの組合員になるには

個人、法人ともに組合員になることができますが、営利目的の共同事業を営むための組織であるた

め、民法組合は組合員になることはできません。

8 ●●●●● LLPを作るには

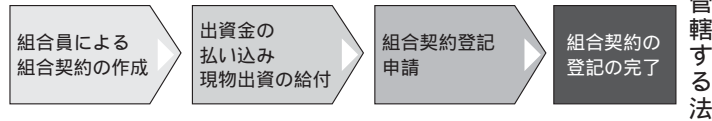
組合員が、LLP契約（有限責任事業組合契約）を締結する。契約書に記載した出資金を全額払い込む（現物出資の場合はその全部の給付をする）。

事務所の所在地を管轄する法務局において組合契約の登記をする。

会社と異なり、公証人による定款認証の手続きは必要ありません。

設立に関して、経済産業省の認定や許認可は必要ありません。

従業員を雇用する場合などには、労働基準監督署への届出など、諸官庁への届出は通常どお



り必要となります。

9 ●●●●● 設立費用と時間

LLP契約の登記の際の登録免許税六万円と登記申請書類の審査に一週間程度の期間が必要となります。また、これとは別に、LLP契約の締結や登記手続きに関して、専門家に依頼した場合はその報酬等が必要となります。

10 ●●●●● LLP契約

LLP法で定められた事項（絶対的記載事項）や組合員が任意で定める事項（任意的記載事項）を契約書に記載し、全員が署名または記名押印することが必要です。絶対的記載事項は次のとおりです。

組合の事業、組合の名称、組合の事務所の所在地、組合員の氏名または名称および住所、組合契約の効力が発生する年月日、組合の存続期間、組合員の出資の目的とその価額、組合の事業年度

以下に、既存の事業体との違いを一覧表にしてありますので参考にして下さい。

	株式会社	民法組合	LLP
有限責任		× (無限責任)	
内部自治原則	× 損益や権限の配分は出資額に比例 取締役会や監査役が必要	損益や権限の配分は自由 監視機関の設置が不要	損益や権限の配分は自由 監視機関の設置が不要
構成員課税	× (法人課税)	(構成員課税)	(構成員課税)

固定資産税の精算金は対価？

Q 土地・建物の売却に伴い、売却日から年末までの期間に対応する未経過分の固定資産税を売却代金とは別に精算した場合には、どのように取扱えばよいのでしょうか？

A 固定資産税や都市計画税は、その年1月1日時点の所有者に対して1年分の税金が課税されます。そこで、年の中途に土地・建物を売却したような場合には、売却日から年末までの期間は購入者の所有期間となることから、この未経過期間分の固定資産税を購入者に請求することが間々見受けられます。

実は、未経過期間に対応する固定資産税は必ず精算しなければならないものではありません。

つまり、購入者との間で精算された固定資

産税は、購入者が納税義務を負うべきものではなく、固定資産税を精算するということは、あくまでも売買価格決定の一手法に過ぎないので、精算金は売買代金的一部分として認識しなければならないのです。

したがって、建物を売却した場合に精算した固定資産税の精算金は建物の売却代金として認識し、課税売上高として預り消費税を認識しなければなりません。また、土地を売却した場合に行った固定資産税の精算金は土地の売却代金として認識し、非課税売上高として取扱い、課税売上割合に影響します。

なお、裏を返すと建物を取得した際の固定資産税の精算金は、租税公課ではなく、建物の購入代金として課税仕入高に該当することになります。

〔参考〕よく似たケースで、中古自動車の売買のときに自動車税等の精算をすることも珍しくありませんが、こちらも前述の固定資産税精算金と全く同じ考え方で、その精算金を売買代金に含めて処理することとなります。

ネットオークション収入の申告漏れにご用心

すっかりお馴染みのネットオークション。ここでは、出品して得られる収入と所得税との関係を見てみましょう。

売却した資産を次の区分に分け、所得税の課税対象とされるかどうか判断します。

- 1 課税対象品：一個又は一組の価額が三〇万円を超える貴金属、書画、骨董品等
- 2 非課税対象品：日常生活で使用していた家具、衣類、家電製品等

課税対象品目を売却した場合には、確定申告をすることが原則です。ただし、給与所得者で一箇所から支払を受ける給与等の金額が二千万円以下、かつ、給与所得以外の所得が二〇万円以下の場合や二箇所以上から給与等の支払を受けている場合で、従たる給与等の金額と給与所得以外の所得の合計額が二〇万円以下である場合などは確定申告が不要となります。

給与・役員報酬の日割計上

税金メモ
利益が順調に計上される会社においては、その決算対策として色々な方策が採られていると思います。ただし、ちよつとした思い込みで税務当局から否認を受けることも少なくないようです。ここでは、役員報酬の捉え方を見てください。

使用人に対する給与は、労働に對する対価として雇用契約に基づ

き支払われるもので、日々の労働により会社側に給与の支払義務が発生するため、給与の締切日が二十五日となっている場合には、二十六日から月末までの未払給与の計上は税務上も認められています。

これに対し、役員報酬は、会社の業務執行に関する包括的な委任契約に基づく対価であり、日割計上は馴染まず、使用人と同じような未払給与の計上は認められていませんのでご注意ください。